

# 対象者

	対象者	義務	
特定第一種水産動植物等取扱事業者	漁業者又は漁協	採捕事業者の届出 (R 4.6.1~)	<b>【譲渡す時】</b> ①漁獲番号の伝達 ②取引記録の作成・保存
	産地市場一次買受人 卸売事業者 仲卸売事業者 水産加工事業者	取扱事業者の届出 (R 4.6.1~)	<b>【譲受ける(引受ける)時】</b> ○取引記録の作成・保存 <b>【譲渡す時】</b> ①漁獲番号又は・荷口番号の伝達 ②取引記録の作成・保存
	輸出事業者		<b>【譲受ける(引受ける)時】</b> ○取引記録の作成・保存 <b>【輸出する時】</b> ○適法漁獲等証明証の申請・添付
	輸入事業者 養殖事業者	取扱事業者の届出 (R 4.6.1~) ※	<b>【譲受ける(引受ける)時】</b> ○取引記録の作成・保存 <b>【輸出する時】</b> ①輸入又は養殖水産物であることの伝達 ②取引記録の作成・保存
	小売事業者 飲食店 宿泊事業者等		<b>【譲受ける(引受ける)時】</b> ○取引記録の作成・保存 <b>【譲渡す時】</b> ①漁獲番号又は・荷口番号の伝達 ②取引記録の作成・保存 ※